

特許法 49 条（拒絶の査定）

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

→確認条文：113 条、123 条

1

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第 17 条の 2 第 3 項（新規事項追加禁止）又は第 4 項（シフト補正の禁止）に規定する要件を満たしていないとき。

・平成 5 年改正により 1 号に 17 条の 2 第 3 項追加。平成 18 年改正により 17 条の 2 第 4 項追加。

二 その特許出願に係る発明が第 25 条（外国人権利享有違反）、第 29 条（産業上利用性・新規性・進歩性）、第 29 条の 2（拡大先願）、第 32 条（不登録自由）、第 38 条（共同出願違反）又は第 39 条第 1 項から第 4 項（先願主義）までの規定により特許をすることができないものであるとき。

・昭和 45 年改正 29 条の 2 追加。昭和 62 年改正により 38 条について改正。

三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

四 その特許出願が第 36 条第 4 項第 1 号（実施可能要件）若しくは第 6 項（サポート要件）又は第 37 条（発明の単一性）に規定する要件を満たしていないとき。

・昭和 59 年 36 条 6 項を 49 条 2 号に追加し、60 年改正に 4 号に移動。昭和 62 年改正により改正。
平成 2 年改正により改正。

3

五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第 36 条第 4 項第 2 号（技術文献開示要件）に規定する要件を満たすこととならないとき

・平成 14 年改正により新設